

第二期三重県子どもの貧困対策計画 目標及びモニタリング指標

5つの支援の柱	目標とモニタリング指標				
	項目名	計画策定時 (平成30年度)	最新値	年度	令和6年度
(1) 教育の支援 ①「学校」をプラットフォームとした子どもの貧困対策の展開 ②教育に係る経済的負担の軽減 ③生活困窮世帯等への学習支援	■生活困窮家庭の高校生世代が利用できる学習支援を実施する市町数	19市町 18市町	18市町	令和5年度	29市町
	■ひとり親家庭の高校生世代が利用できる学習支援を実施する市町数		2市町	令和5年度	
	■施設入所児童の子どもの高等教育機関(※)への進学率 ※大学、短大、高専、専修学校、職業訓練校	32.1%	35.0%	令和5年度	38.3%
	■里親の子どもの高等教育機関(※)への進学率 ※大学、短大、高専、専修学校、職業訓練校	25.9%	30.8%	令和5年度	
	■生活保護受給家庭の子どもの高等教育機関(※)への進学率 ※大学、短大、高専、専修学校、職業訓練校		31.5%	令和4年度	
	■家庭や地域と一体となった教育活動が行われている小中学校の割合	67.3%	76.0%	令和5年度	84.4%
	□就学援助を受けている児童生徒の数・就学援助率	17,851人 12.38%	17,030人 12.90%	令和4年度	—
	□就学援助制度に関する周知状況(入学時および毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布している市町村の割合)	100%	100%	令和5年度	—
	□新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況(小学校)	25市町	29市町	令和5年度	—
	□新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況(中学校)	27市町	29市町	令和5年度	—
	□スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合(小学校)	22.7%	55.8%	令和5年度	—
	□スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合(中学校)	22.1%	68.7%	令和5年度	—
	□児童養護施設の子どもの高等学校等進学率	100%	100.0%	令和5年度	—
	□生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率	88.3%	92.9%	令和4年度	—
	□生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率	2.4%	1.7%	令和4年度	—
	□全世帯の子どもの高等学校中退率	1.4%	0.9%	令和4年度	—
□全世帯の子どもの高等学校中退者数	710名	316名	令和4年度	—	
(2) 生活の支援 ①保護者の妊娠・出産期から子どもの自立までの切れ目のない生活支援 ②子どもの生活支援 ③子どもの安心できる居場所づくり ④子どもの自立支援 ⑤住宅支援	■ひとり親家庭等日常生活支援事業を実施する市町数	12市町 17市町	8市町	令和5年度	29市町
	■ひとり親家庭についてファミリー・サポート・センター事業利用料の減免、助成を実施する市町数		4市町	令和5年度	
	■産婦検診・産後ケアを実施する市町数	19市町	(産婦)29市町 (産後)29市町	令和5年度	29市町
	□三重県母子・父子福祉センター相談件数	332件	224件	令和5年度	—
	□保育所利用料等に対し独自の補助を実施する市町数	調査中	19市町	令和5年度	—
	□放課後児童クラブ活動事業を活用して、ひとり親家庭について放課後児童クラブ利用料の減免を実施する市町数	24市町	27市町	令和5年度	—
	□児童養護施設退所者等自立支援資金の貸付を受けた人数	25人	19人	令和5年度	—
	□県内で活動する子ども食堂の数	40箇所	127箇所	令和5年度	—
(3) 保護者に対する就労の支援 ①親の就労支援 ②親の学び直しの支援	■就労支援を行う生活困窮者の人数	321人	624人	令和5年度	540人
	■三重県母子・父子福祉センター(母子家庭等就業・自立支援センター)に求職者登録した方の就業率	76.9%	35.7%	令和5年度	90%
	□ひとり親家庭に係る自立支援教育訓練給付金を受給した人数	28名	43名	令和5年度	—
	□ひとり親家庭に係る高等職業訓練促進給付金を受給した人数	103名	106名	令和5年度	—
(4) 経済的支援 ①手当の支給等による支援 ②養育費の確保に関する支援	■養育費を受給している割合(※) ※計画策定時の数値は県独自調査によるもの、令和5年度の数値は福祉行政報告例によるもの。今後は福祉行政報告例による数値を目標とする。	36.9%	25.4%	令和5年度	50%
	□児童扶養手当の受給者数	12,396人	10,881人	令和5年度	—
(5) 身近な地域での支援体制の整備 ①行政内部および地域、学校、関係機関・団体等の連携体制の構築 ②相談機能の強化 ③県内の各地域における支援の充実と理解の促進	■ワンストップ窓口や庁内外の関係機関の連携等による支援体制が整備されている市町数	17市町	26市町	令和5年度	29市町
	■子どもの貧困対策計画を策定している市町数	2市町	15市町	令和5年度	29市町

目標は■、モニタリング指標は□で表記 モニタリング指標：目標値は設定しないものの対策を進める上でフォローが必要な指標